

⑩特殊健康診斷・健康管理手帳

※1 石綿等：安衛令6条23号に規定する石綿等をいう【石綿則2.1】

「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」【安衛令6.23】

※2 業務：石綿等の製造（試験研究のための製造【石綿則40.1】）又は取扱いが行われる作業場内における業務をいう。但し石綿等の密閉等により石綿粉じんが発散しないよう措置された場所における業務を除く。また石綿等を製造（試験研究のため製造）し、又は取り扱う業務を除く周辺業務を含む。間接ばく露者に対する健康管理対策を充実するため見直した。

【基発112600.1,2008.11.26】

※3 特殊健康診断の対象者：【石綿則15】により関係者以外立入禁止禁止措置を講すべき作業場における作業に常時従事し、又は常時従事していたもの。対象者の選定に当たっては、必要に応じ、当時の作業施設の見取り図（作業環境測定記録を含む）、本人及び同僚からの聞き取り調査、人事記録、じん肺健康診断の対象者であったことを踏まえて判断する。【基発112600.1,2008.11.26】

※4 一定の要件に該当する者：【安衛則53.1】